⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（以下「特例要領」という。）第２条に定める特定調達契約に係る平成29・30年度における競争参加者に必要な資格の取得について特例要領第４条の規定に基づき次のとおり公示します。

平成29年２月１日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　辰巳　　敬

◎調達機関番号　545　◎所在地番号　13

１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分のうち解体工事を除く28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償コンサルタント業務

２　申請の時期

⑴　定期の申請時期は、平成29年２月１日から平成29年２月28日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

⑵　随時の申請時期は、平成29年３月１日以降とする。

なお、経済産業省の競争契約の参加資格を有する者は、機構の競争契約の参加資格を有する者とみなすこととし、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　機構所定の「一般競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、当機構ホームページよりダウンロードする。

http://www.nite.go.jp

また、ダウンロードできない場合は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請書は、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

①　建設工事に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　営業所一覧表

ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）

ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ニ　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」になっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

ホ　建設業の許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１項第一号に定める別記様式第一号（別表を含む。）で、申請日から直近のもの）

ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３）。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　営業所一覧表

ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）

ホ　登録証明書等又はその写し

ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３）。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されてないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

⑶　その他

①　⑵に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。

②　⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

③　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

④　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　契約規程第７条に該当する者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　契約規程第８条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する建設工事の種類ごとに、別記３の⑴及び⑵におけるそれぞれの①のとおり区分して資格を定める。